

①日常生活自立支援事業

判断能力が不十分などの理由で、日常生活を営むうえで支障を感じておられる高齢者や障がい者の方が、日ごろ、福祉サービスの利用の仕方がわからないとか、預貯金の払出・預入、公共料金の支払いなどの日常的な金銭管理ができないとか、通帳・定期証書等の大切な財産をどこへしまったかわからなくなるといったことでお悩みの場合に、出雲市社会福祉協議会がお手伝いいたします。

○福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続きを行います。
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続きを行います。
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きを行います。
※施設入所の契約、治療・入院に関する契約、家事全般はできません。

○日常的な金銭管理サービス

- ・年金、税金、公共料金、医療費等の受領及び支払いに関する手続きを行います。
- ・日用品等の代金を支払う手続きを行います。
- ・上記の支払いにともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続きを行います。
※定期の契約・解約、不動産や預貯金の資産運用はできません。

○書類等の預かりサービス

- ・年金証書、預貯金通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印等をお預かりします。
※貴金属、書画・骨董品等はお預かりできません。

○定期的な見守りサービス

- ・安否確認など定期的な見守りを行います。

○利用料

- ・福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス 1時間あたり**1400円** 交通費1km20円
- ・書類等預かりサービス 月200円（貸金庫利用の場合は年500円を追加します）



②法人後見事業（法定後見）

成年後見制度（※1）に基づき、判断能力の不十分な方の**財産管理**（預貯金の管理など）や**身上監護**（介護サービスなどの契約）について、出雲市社会福祉協議会が成年後見人等となり、ご本人に代わって法律行為を行ったり、家庭裁判所への成年後見等開始申立ての支援を行います。

○法人後見業務

家庭裁判所が審判において定めた「特定の法律行為」について、出雲市社会福祉協議会が成年後見人等となり、同意権・取消権・代理権に基づいた財産管理や身上監護などの法律行為を行います。

○成年後見制度利用等に関する相談業務

市民の方から成年後見制度についての問い合わせがあった場合、制度の概要説明を行ったり、必要に応じて関係機関をご紹介します。

また、市民の方から成年後見制度を利用したいが、どのように申立をしたらよいのか分からないといった相談に対して、来所や訪問によって、申立書の書き方や必要な書類の取り方等を説明するなどの申立支援を行います。

※1 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度です。判断能力の区分としては、補助類型（判断能力が不十分な方）、保佐類型（判断能力が著しく不十分な方）、後見類型（判断能力が欠けているのが通常の状態の方）の3つの類型に分かれています。

③障がい者入居債務保証事業

「保証人がいない」等の理由で、アパートなどの民間賃貸住宅等に入居しにくい障がい者の方に対して、出雲市社会福祉協議会が入居・居住継続の金銭保証を行い、入居や居住継続がしやすくなるよう支援します。

○利用対象者

出雲市内にお住まいで、障がい者（身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉）手帳の所持者が対象となります。

○利用の条件

- ・借家人賠償責任担保特約及び個人賠償責任担保特約付火災保険に加入してください。
- ・障がい者相談支援事業所の居住支援を受けてください。

○利用料（保証料）

入居保証委託契約時に10,000円（2年間分）をお支払いいただきます。

※入居債務保証契約が1年末満の場合、保証料の金額は5,000円となります。

※2年後に更新を希望する場合は、契約時と同じになります。

◆この事業は、アパート等を斡旋・紹介するものではありません。



④財産保全サービス事業

証書や通帳など大切な財産の保管に困っている高齢者や障がいのある方が地域で安心して生活が送れるように、ご本人に代わって、出雲市社会福祉協議会が指定する金融機関に設置した貸金庫にて、安全に財産を保管する財産保全サービスを提供します。

○利用対象者

出雲市内に居住し、自分で財産の保全が困難で、契約の意思確認ができる次の方が対象となります。

- ・概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者及びこれに準ずる方
- ・20歳以上の障がいのある方

○預かりできる物品

預貯金通帳、印鑑（実印、銀行印）、年金証書、保険証書 等

※現金、貴金属、書画・骨董品等はお預かりできません。

○利用料

年 3,000円

※契約期間1年間（更新可）

※利用者の所得状況によっては免除制度あり。



⑤市民後見推進事業

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まってきているなか、親族以外の人が成年後見人等を受任する第三者後見の担い手として、地域に暮らす市民が後見活動に関わる「市民後見人」を確保し、後見等の体制整備を推進します。

○市民後見人バンク登録者（養成研修修了者）の知識やスキルの維持・向上

◎フォローアップ研修

◎活動の場の提供

市民後見人バンク登録者のステップアップとして、出雲市社会福祉協議会で受任をしている成年後見人等や日常生活自立支援事業の利用者への支援を担っていただきます。

○市民を対象とした成年後見制度普及啓発セミナーの開催

成年後見制度の基礎的知識を習得し、制度の現状や理解を深めることを目的として開催します。

